

議案第 6 5 号

宝塚市立病院条例の一部を改正する条例の制定について

資料 1 宝塚市立病院条例の一部を改正する条例の制定を説明する資料

1 改正点

別表第 1 中の「初診料加算 1 回 2,000 円」を、「初診加算 5,000 円(歯科に係る診療は 3,000 円)」、「再診加算 2,500 円(歯科に係る診療にあつては 1,500 円)」に改める。

2 初診料加算の改正経緯及び改正理由

○初診料加算は、初期の治療は地域の診療所等で行い、高度な専門医療は病院で行う、という医療機関の機能分担を推進するため、地域の診療所や他の医療機関から紹介状なしに病院に初診で受診した場合、初診料のほかに初診料加算を徴収するもので、厚生労働省により設けられた制度で、宝塚市立病院でも平成 14 年度(2002 年度)に 1,000 円と定めて、初診料加算の徴収をはじめた。

○その後、宝塚市立病院は地域医療支援病院(平成 25 年(2013 年)11 月)の承認を受け、より一層の機能分担を推進するとともに、近隣病院との均衡を考慮して、初診料加算 1,000 円の見直しを行い、平成 26 年(2014 年)1 月 1 日から初診料加算を 2,000 円に改正した。

○また、国では平成 28 年度(2016 年度)の診療報酬改定に伴い、かかりつけ医の更なる普及を図り、必要に応じて地域の診療所と病院が患者を紹介・逆紹介する機能を推進するため、健康保険法第 70 条第 3 項の規定に基づき、保険医療機関相互の機能分担及び業務の連携のための措置として、厚生労働省令(保険医療機関及び保険医療養担当規則)により平成 28 年(2016 年)4 月 1 日から一定規模以上の保険医療機関(特定機能病院及び一般病床 500 以上の地域医療支援病院)は、選定療養費(初診加算、再診加算)として、初診は 5,000 円(歯科は 3,000 円)、再診は 2,500 円(歯科は 1,500 円)以上を徴収することが責務となった。

○さらに、平成 30 年度(2018 年度)の診療報酬改定に伴い、厚生労働省令で保険医療機関及び保険医療養担当規則等の一部が改正され、本年 4 月からこれまでの「500 床以上の地域医療支援病院」の要件が、「400 床以上の地域医療支援病院」と改められた。

○この要件変更を受け、宝塚市立病院(許可病床数 436 床)が対象病院となったことから、これまでの「初診料加算 1 回 2,000 円」を「初診加算 5,000 円(歯科は 3,000 円)」、「再診加算 2,500 円(歯科は 1,500 円)」に改める。

○厚生労働省令は、平成 30 年 4 月 1 日から施行されているが、自治体による条例改正が必要な公立病院は、6 か月間の経過措置が設けられているため、改正条例の施行を平成 30 年(2018 年)10 月 1 日からの施行日とします。